

---

---

# KEMS

Kashiwa Environmental Management System  
(柏市環境管理システム)

---

---

柏 市

平成31年3月(第12版)

## 改訂履歴

- 1 別冊「KEMS改訂履歴（平成21年度～平成27年度）」参照。
- 2 別冊「KEMS改訂履歴（平成28年度）」参照。
- 3 別冊「KEMS改訂履歴（平成29年度）」参照。
- 4 別冊「KEMS改訂履歴（平成30年度）」参照。
- 5 別冊「KEMS改訂履歴（平成31年度）」参照。

# 環 境 方 針

## 1 基本理念

私たちは、環境と共生するまちづくりを実現するため、手賀沼をはじめとする水とみどりの豊かな柏の環境を保全・創造するとともに、ライフスタイルや社会経済活動の変革により、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から脱却し、市民・事業者・市がそれぞれの責任のもとに、将来の世代が安心して潤いある暮らしを営めるまち、環境に対する満足度の高いコミュニティを構築することが、今を生きる我々に課せられた大きな使命であり、義務であると認識しています。

また、地球規模の環境に視野を広げると、特に温暖化による気候変動が進み、私たちが暮らす地域からの対策が求められ、本市では平成19年3月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定し、この喫緊の課題に対処していくことを決意表明しており、その着実な推進は至上命題であります。

私は、市民が安全で安心して暮らせる持続可能な環境にやさしいまちづくりを進めるため、柏市環境マネジメントシステム（KEMS）を導入し、大規模事業者である本市自らが率先して業務の効率化に取り組み、市民、事業者との協働を基調として、環境負荷の低減に必要な施策を推進してまいります。

## 2 基本方針

柏市は基本理念に基づく社会の実現に向け、市民の環境ニーズを的確に把握し、これに応えるため、次に掲げる項目に取り組みます。なお、全項目に共通して、市民・事業者等と協働、国・県や近隣自治体等と協力・連携し、環境情報の発信や環境学習を推進します。

### (1) 自然環境

多様な生物が生息できる環境を目指し、豊かで魅力ある自然環境の保全に努めます。

### (2) 生活環境

安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

### (3) 快適環境

景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。

### (4) 地球環境

地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

私は、この環境方針を全職員に周知するとともに、本市での環境活動に関する説明責任を果たすため、環境情報を広く公表します。

平成28年3月31日

柏市長 秋山浩保

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>策定の目的</b>	<b>1</b>
<b>第 2 章</b>	<b>適用範囲及び組織等</b>	<b>2</b>
1	適用範囲	2
2	システムの対象組織	2
3	環境管理組織等	2
4	適用範囲及び環境管理組織要領	5
<b>第 3 章</b>	<b>KEMS 事務事業</b>	<b>9</b>
1	事務事業の登録	9
2	登録事業及びその目標の設定	9
3	目標の決定	9
4	実績の報告	9
5	改善策の報告	9
<b>第 4 章</b>	<b>柏市エコアクションプラン（全部署共通の取組）</b>	<b>10</b>
1	目的	10
2	期間	10
3	対象	10
4	目標	10
5	温室効果ガス排出量の集計及び報告	10
6	計画期間中における対策	11
<b>第 5 章</b>	<b>法的要求事項の遵守</b>	<b>14</b>
1	法的要求事項の遵守	14
2	管理対象	14
3	法的要求事項登録表の作成及び管理	15
4	法的要求事項の遵守状況の確認	15
<b>第 6 章</b>	<b>研修</b>	<b>16</b>
1	研修の種類, 対象者等	16
2	研修計画の策定	16
3	研修の実施記録	17
4	委託先の研修	17

<b>第 7 章</b>	<b>環境情報の収集，伝達及び公開</b> .....	<b>1 8</b>
1	職員とのコミュニケーション.....	1 8
2	市民等とのコミュニケーション.....	1 8
3	環境情報の公開.....	1 8
<b>第 8 章</b>	<b>監査</b> .....	<b>1 9</b>
1	内部環境監査.....	1 9
2	外部環境監査.....	2 2
	『柏市外部環境監査委員会要領』.....	2 4
<b>第 9 章</b>	<b>職場表彰</b> .....	<b>2 5</b>
1	職場表彰とは.....	2 5
2	審査項目.....	2 5
3	審査方法.....	2 5
<b>第 1 0 章</b>	<b>システムの見直し</b> .....	<b>2 6</b>
1	見直しの時期.....	2 6
2	見直し資料の提出.....	2 6
3	見直し.....	2 6
4	変更の指示.....	2 6
5	見直しの記録.....	2 6
6	見直しの結果通知.....	2 6
7	運用管理のイメージ.....	2 7
<b>第 1 1 章</b>	<b>年間スケジュール及び各種様式</b> .....	<b>2 8</b>
1	年間スケジュール.....	2 8
2	各種様式.....	2 9

## 第1章 策定の目的

---

---

柏市は行政機関であるとともに、市内の大規模事業所であり、大量消費者として、総合的な環境に配慮した活動に努める立場にあります。その責任を果たすとともに、行政が率先して継続的な環境保全と創造に取り組むため、平成13年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を市役所本庁舎対象に取得し、環境負荷低減に取り組んできました。

こうした取組を効果的に進めるにあたって、継続的改善の仕組みを有する環境マネジメントシステムは有効な手段であり、ISO認証取得以降、7年間で培った経験を生かし、より一層の環境負荷低減社会を目指して、新たな環境マネジメントシステムKEMS（柏市環境管理システム）を平成20年4月より導入することにしました。

KEMSは、柏市環境基本計画をはじめとした環境配慮施策に係る事業の継続的改善が的確に実施されるよう、市が保有する全ての施設を対象とし、事務事業に伴う環境負荷の低減、法令遵守にかかる説明責任及び市民・事業者への環境行動を促すことを目的に策定しました。

---

---

## 第2章 適用範囲及び組織等

---

---

KEMSを維持し、継続的に改善するために、適用の範囲及びシステムの対象組織等を定める。

### 1 適用範囲

#### (1) 施設の範囲

市が保有する全ての施設（指定管理者が管理運営する施設を含む）の管理・使用に伴う環境負荷等について適用する。

#### (2) 市の事務事業

市職員が実施する事務事業に伴う環境負荷等について適用する。

#### (3) 第三者への対応

市保有施設に常駐している業者及び各種団体に対し、本システムへの協力を要請する。

### 2 システムの対象組織

次に掲げる柏市の事務部局及び東葛中部地区総合開発事務組合の組織を本システムの対象とする。

#### (1) 市長部局（保健福祉総務課医療公社含む）

#### (2) 議会事務局

#### (3) 選挙管理委員会事務局

#### (4) 監査事務局

#### (5) 農業委員会事務局

#### (6) 教育委員会事務局

#### (7) 消防局及び消防署

#### (8) 水道部

#### (9) 東葛中部地区総合開発事務組合

### 3 環境管理組織等

環境管理組織及び推進組織における組織項目、あて職及び役割は、下表のとおりとする。

#### (1) 環境管理組織

組織項目	あて職等	役割
環境管理総括者	市長	1 環境方針の策定 2 内部環境監査員の任命 3 外部環境監査員の選任 4 システムの見直し
環境管理副総括者	副市長	1 総括者の補佐及びその職務の代理

---

---

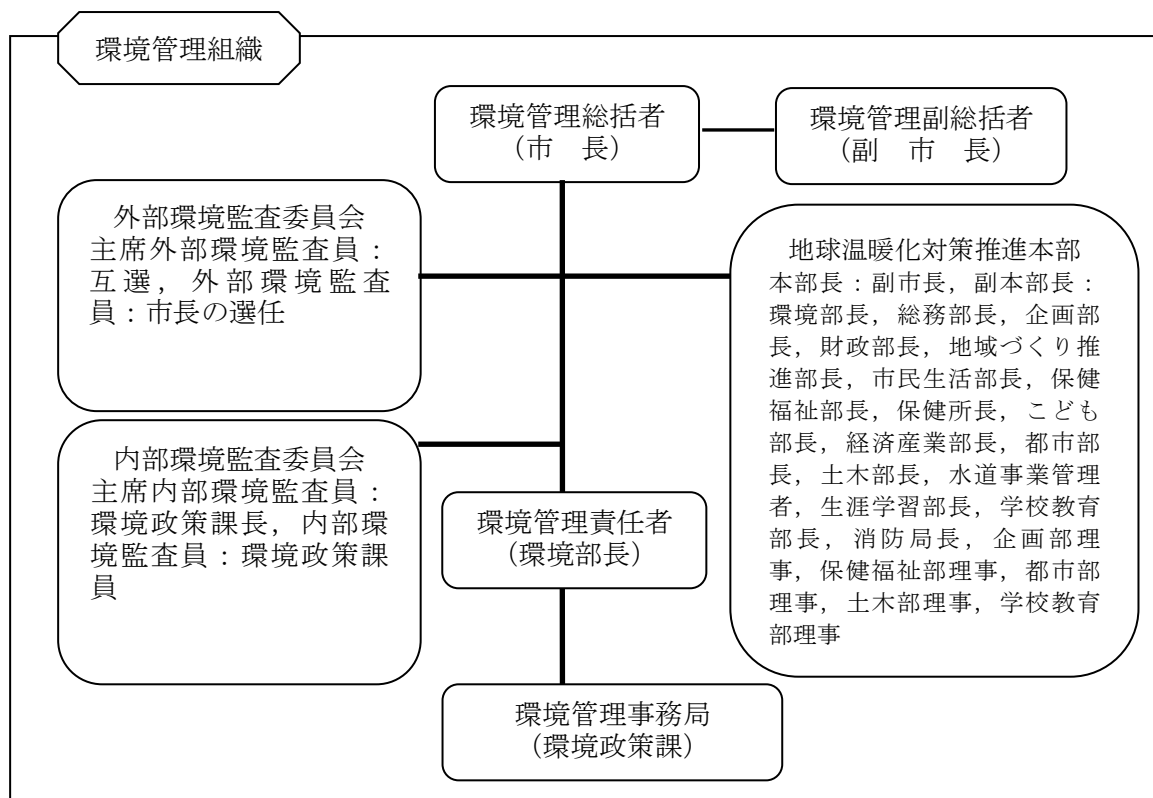
組織項目	あて職等	役割
環境管理責任者	環境部長	1 システムの運用管理 2 環境管理総括者へのシステム見直しに必要な管理情報の提供
地球温暖化対策推進本部	本部長：副市長 副本部長：環境部長	1 第二期柏市地球温暖化対策計画の推進・検証 2 柏市エコアクションプランの推進・検証 3 柏市公共施設等低炭素化指針の推進・検証
地球温暖化対策推進本部構成員	1 副市長 2 環境部長 3 総務部長 4 企画部長 5 財政部長 6 地域づくり推進部長 7 市民生活部長 8 保健福祉部長 9 保健所長 10 こども部長 11 経済産業部長 12 都市部長 13 土木部長 14 水道事業管理者 15 生涯学習部長 16 学校教育 部長 17 消防局長 18 企画部理事 19 保健福祉部理事 20 都市部理事 21 土 木部理事 22 学校教育部理事	
内部環境監査委員会	主席内部環境監査員：環境政策課長 内部環境監査員：環境政策課職員	1 システムの適切な運用及び効果的な機能の確認 2 内部環境監査結果の監査対象部局長及び環境管理総括者への報告
外部環境監査委員会	主席外部環境監査員：メンバーの互選 外部環境監査員：環境審議会委員など市長から選任された者	1 システムの有効性の検証 2 外部環境監査結果の環境管理総括者への報告
環境管理事務局	事務局長：環境政策課長 事務局：環境政策課	1 システム運用管理に関する環境管理責任者の補佐 2 システムの調査・検討等

## (2) 推進組織

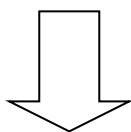
組織項目	あて職等	役割
環境管理部門	全部署が対象	1 システムを推進する部門
環境管理部門長	1 各部長 2 議会事務局長 3 行政委員会事務局長 4 会計課長 5 水道部各課長 6 柏市医療公社の理事	1 実行部門内におけるシステムの運用管理 2 システムに関する事務事業の実施
環境管理推進リーダー	所属長	1 進捗管理する事務事業の目的設定 2 実績の報告及び改善策の策定
環境管理推進員	所属長が指名する職員 学校においては教頭	1 当該所属でのシステムの運用管理



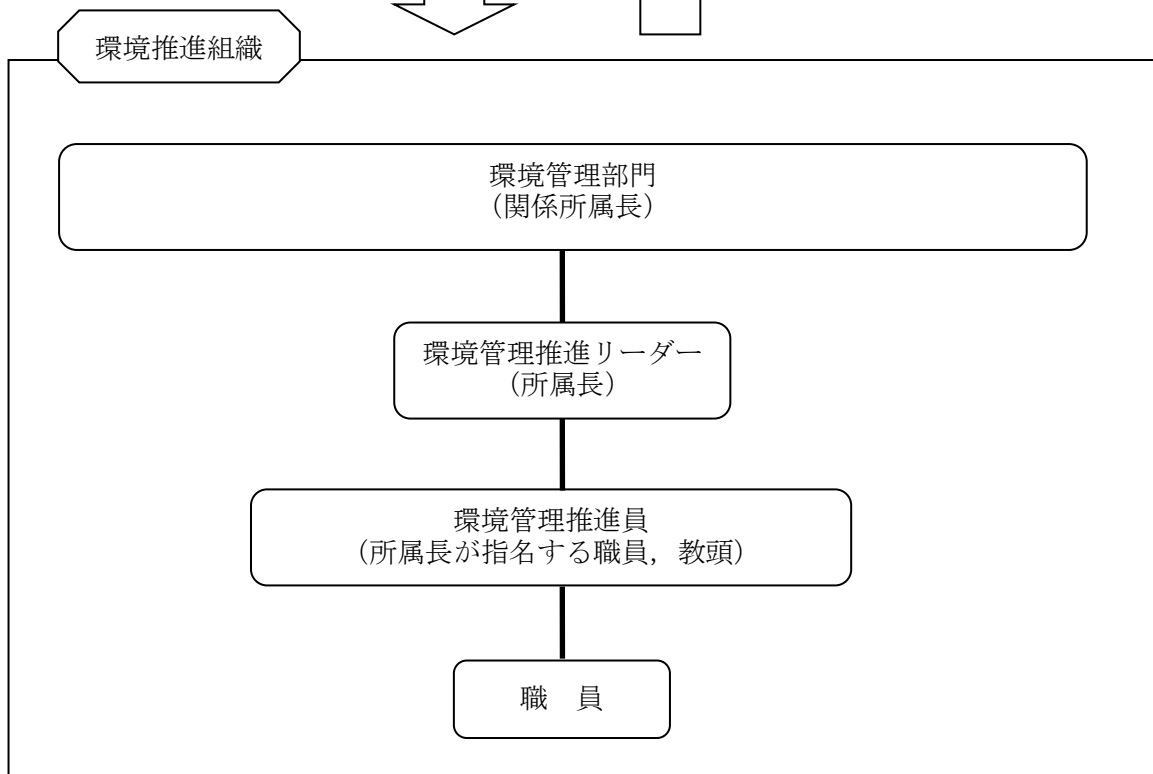
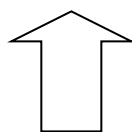
(3) 組織図



事務事業の登録  
及び目標の提示



実績の報告及び  
改善策の策定



## 4 適用範囲及び環境管理組織要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の環境負荷低減等に取り組み、KEMS（柏市環境管理システム）を維持し、継続的に改善するための適用範囲及び環境管理組織に関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 施設の範囲

市が保有する全ての施設（指定管理者が管理運営する施設を含む）の管理・使用に伴う環境負荷等について適用する。

2 市の事務事業

市職員が実施する事務事業に伴う環境負荷等について適用する。

3 第三者への対応

市保有施設に常駐している業者及び各種団体に対し、本システムへの協力を要請する。

(システムの対象組織)

第3条 システムの対象部署は、次に掲げる柏市の事務部局及び東葛中部地区総合開発事務組合の組織とする。

- (1) 市長部局（保健福祉課医療公社含む）
- (2) 議会事務局
- (3) 選挙管理委員会事務局
- (4) 監査事務局
- (5) 農業委員会事務局
- (6) 教育委員会事務局
- (7) 消防局及び消防署
- (8) 水道部
- (9) 東葛中部地区総合開発事務組合

(環境管理組織)

第4条 環境管理組織は、次に掲げる者及び組織で構成する。

- (1) 環境管理総括者
  - (2) 環境管理副総括者
  - (3) 環境管理責任者
  - (4) 地球温暖化対策推進本部
  - (5) 内部環境監査委員会
  - (6) 外部環境監査委員会
  - (7) 環境管理事務局
  - (8) 環境管理部門
  - (9) 環境管理部門長
  - (10) 環境管理推進リーダー
  - (11) 環境管理推進員
- 
-

## 2 環境管理総括者

(1) 環境管理総括者（以下「総括者」）は、システムの総責任者として、次に掲げる業務を行う。

ア 環境方針を策定すること。

イ 1年に1回以上、システムの見直しを行うこと。

ウ 内部環境監査員を任命すること。

エ 外部環境監査員を選任すること。

オ システムを確立、実施、維持及び管理するために、必要な人的、物的及び財政的資源を確保すること。

(2) 環境管理総括者は、市長をもって充てる。

## 3 環境管理副総括者

(1) 環境管理副総括者（以下「副総括者」）は、総括者を補佐し、総括者に事故あるとき又は総括者が欠けたときにその職務を代理する。

(2) 副総括者は、副市長をもって充てる。

## 4 環境管理責任者

(1) 環境管理責任者は、システムの運用責任者として、次に掲げる業務を行う。

ア 環境負荷低減等の取組を継続的に改善するためのシステムを確立、実施、維持及び管理すること。

イ 進捗管理する事務事業及び法的要求事項等を登録すること。

ウ 進捗管理する事務事業の目標設定を環境管理推進リーダー等に指示すること。

エ 研修における年間計画を策定すること。

オ 進捗管理する事務事業の進捗状況及び法的要求事項の遵守状況を評価すること。

カ 進捗管理する事務事業及び法的要求事項等の未達成について、改善策を確認すること。

キ その他システムの確立、実施、維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

(2) 環境管理責任者は、環境部長をもって充てる。

## 5 地球温暖化対策推進本部

(1) 第二期柏市地球温暖化対策計画の推進、柏市エコアクションプラン及び柏市公共施設等低炭素化指針の目標達成を図るため、柏市地球温暖化対策推進本部（以下「本部」という）を設置する。

(2) 本部は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

ア 副市長（本部長）

イ 環境部長（副本部長）

ウ 総務部長

エ 企画部長

オ 財政部長

カ 地域づくり推進部長

キ 市民生活部長

ク 保健福祉部長

ケ 保健所長

- コ こども部長
- サ 経済産業部長
- シ 都市部長
- ス 土木部長
- セ 水道事業管理者
- ソ 生涯学習部長
- タ 学校教育部長
- チ 消防局長
- ツ 企画部理事
- テ 保健福祉部理事
- ト 都市部理事
- ナ 土木部理事
- ニ 学校教育部理事

(3) 本部に本部長，副本部長，事務局統括長を置き，本部長は副市長，副本部長は環境部長，事務局統括長は環境部長をもって充てる。

(4) 本部会議において審議する事項は，次のとおりとする。

- ア 第二期柏市地球温暖化対策計画の推進・検証
- イ 柏市エコアクションプランの推進・検証
- ウ 柏市公共施設等低炭素化指針の推進・検証
- エ 市内で行われる一定規模以上の開発，建築に係るCO<sub>2</sub>削減に関すること。
- オ 職場表彰審査に関すること。
- カ その他必要な事項。

(5) 本部会議は，必要の都度開催するものとし，本部長が召集する。

(6) 本部会議の事務局は環境部環境政策課が務め，その議事内容を記録（様式第1号）する。

## 6 内部環境監査委員会

(1) システムが，適切に運用され，かつ効果的に機能していることを確認するため，内部環境監査委員会を設置する。

(2) 内部環境監査委員会は，主席内部環境監査員及び内部環境監査員をもって組織する。

(3) 主席内部環境監査員は，環境政策課長をもって充てる。

(4) 内部環境監査委員会に関する必要な事項は，別に定める。

## 7 外部環境監査委員会

(1) システムの有効性について外部の評価を受けるため，外部環境監査委員会を設置する。

(2) 外部環境監査員は，環境審議会委員，環境関連団体に属する市民，環境活動を先進的に取り組む企業の環境部門担当者，学識経験者，各種環境認証審査人などから毎年度市長が選任する。

(3) 主席外部環境監査員は，外部環境監査員の互選により決定する。

(4) 外部環境監査委員会に関する必要な事項は，別に定める。

## 8 環境管理事務局

(1) システムを確立，実施，維持及び管理するための環境管理事務局を置く。

---

---

- (2) 環境管理事務局は、環境管理責任者の指示により、必要な調査及び検討等を行う。
- (3) 環境管理事務局長は、環境政策課長をもって充てる。
- (4) 環境管理事務局の庶務は、環境政策課で処理する。

## 9 環境管理部門

- (1) 第3条に掲げる組織をそれぞれの管理部門とする。
- (2) それぞれの管理部門には、次に掲げる者を置く。

ア 環境管理部門長

イ 環境管理推進リーダー

ウ 環境管理推進員

## 10 環境管理部門長

- (1) 環境管理部門長は、各部長、議会事務局長、各行政委員会事務局の長、会計課長、水道部の各課長、消防局長、柏市医療公社の理事長をもって充てる。
- (2) 環境管理部門長は、責任者として管理部門におけるシステムを確立及び実施すること。

## 11 環境管理推進リーダー

- (1) 環境管理推進リーダーは、各所属長の環境保全等の活動を推進するため、次に掲げる業務を行う。
  - ア 進捗管理する事務事業（エコアクションプランを除く）における目標を設定すること。
  - イ 進捗管理する事務事業における実績の報告及び改善策の策定を行うこと。
- (2) 環境管理推進リーダーは、各課長等をもって充てる。

## 12 環境管理推進員

- (1) 環境管理推進リーダーを補佐するため、環境管理推進員を置く。
  - (2) 環境管理推進員は、各所属長等が指名する。
- 
-

## 第3章 KEMS事務事業

---

---

### 1 事務事業の登録

KEMS事務事業とは、柏市環境基本計画（第三期）、第二期柏市地球温暖化対策計画やそれらに係る各種関連計画における環境の保全及び創造に関する事業であって、KEMSにより進捗を管理する事業をいう。（以下、当該事業を登録事業という。）

事業の登録にあたっては、環境管理事務局が「KEMS事務事業一覧表」（様式第2号）を関係部署に示した後に、各部署の判断に基づき「KEMS事務事業変更表」（様式第3号）により、事業を追加及び変更する。

### 2 登録事業及びその目標の設定

柏市環境基本計画（第三期）及び第二期柏市地球温暖化対策計画をはじめとする各種関連計画に基づく登録事業については、担当部署で環境管理推進リーダーが「KEMS事務事業一覧」（様式第2号）により、目標（指標及び目標値）を設定する。

目標値は、客観的に達成、未達成を判断できるように定量化した表現で設定する。定量化できない場合は、それ以外の表現により設定する。また、設定期間は年度単位とする。複数年度にまたがる目標が掲げられている事業であっても、その目標を年度単位に区切ったうえで設定する。

### 3 目標の決定

環境管理責任者は、各部署が設定した登録事業及び目標（指標及び目標値）を精査したうえで決定する。

### 4 実績の報告

環境管理推進リーダーは環境管理責任者の指示に従い、登録事業の実績を環境管理事務局に報告（様式第2号）する。

### 5 改善策の報告

環境管理推進リーダーは環境管理責任者の指示に従い、目標値未達成の登録事業の未達事由、改善策等を「KEMS事務事業目標値未達事由報告書」（様式第4号）により、環境管理責任者に報告する。

---

---

## 第4章 柏市エコアクションプラン（全部署共通の取組）

---

全部署が共通して取り組む柏市エコアクションプランの着実な実行を目指し、KEMSによる進捗管理を図る。

本市では、公共施設から排出される温室効果ガスを削減する為、平成12年度以降、全ての職員が取り組むべき省エネ行動（ソフト面）、高効率機器の積極的な導入策（ハード面）等の規範として「柏市エコアクションプラン」を実践してきた。

さらに、本市では東日本震災以降の国のエネルギー政策転換等の事情を鑑み、平成19年度に策定された「柏市地球温暖化対策計画」を見直し、平成25年度に「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定した。また、柏市エコアクションプランについても、同計画の策定に伴い改訂を行った。

### 1 目的

本市は行政機関であるとともに、市内の大事業所として、地球環境に配慮した活動に努める必要があるため、全職員自らが率先し温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、地球温暖化対策を推進する。

### 2 期間

平成26年度～平成32年度（7年間）

### 3 対象

柏市及び東葛中部地区総合開発事務組合の全ての施設と組織（新設施設を含む）

### 4 目標

温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>量）15%以上削減

（平成24年度実績値を基準として、平成32年度までに15%以上の削減）

※前計画期間の基準年である平成19年度実績値を基準とした場合、約30%の削減

※施設分類毎の削減目標は13頁の表を参照。

### 5 温室効果ガス排出量の集計及び報告

- (1) 環境管理推進員は、所管施設等における電気、燃料等における使用量、公用車の走行距離を把握する。
  - (2) 環境管理推進リーダーは、年1回、環境管理責任者の指示に従い、所管施設等の実績値を「柏市エコアクションプラン実態調査表」（様式第5号）により環境管理事務局へ報告する。
  - (3) 前年度調査に比して温室効果ガス排出量の増加が見られた部署については、加えて温室効果ガス排出量の増加理由と是正措置を報告する。
-

## 6 計画期間中における対策

省エネルギー対策による省CO<sub>2</sub>化の取組は以下のとおり。

### 1 常時行う省エネルギー行動

- (1) 設備更新・建物の新築・改修による省CO<sub>2</sub>化
  - ア 柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行
  - イ 再生可能エネルギーの導入
- (2) 公用車の省CO<sub>2</sub>化
  - ア 環境にやさしい低燃費の自動車の導入
    - (ア) ハイブリッド自動車
    - (イ) 電気自動車
    - (ウ) プラグインハイブリッド自動車
    - (エ) クリーンディーゼル自動車
    - (オ) 低燃費かつ低排出ガス軽自動車への転換
  - イ エコドライブの実践
- (3) 徒歩、自転車、公共交通機関利用通勤の推奨
- (4) 出張時の公共交通機関の使用
- (5) 冷暖房の効率的な使用
  - ア 断熱窓の設置(柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行)
  - イ 冷暖房の温度は冷房時28℃、暖房時20℃に設定
- (6) 照明機器の適正管理
  - ア LED照明へ転換(柏市公共施設等低炭素化指針の着実な実行)
  - イ 昼休みの室内の消灯
  - ウ 残業時の不要箇所の消灯
  - エ 定期的な照明器具の清掃
  - オ ノー残業デーの実施
- (7) エレベーターの使用抑制
  - 1～2階の移動時のエレベーター使用抑制
- (8) 節水の徹底
- (9) OA機器等の適正管理
  - ア 不使用時の電源OFFの徹底
  - イ 退庁時にコンセントを抜く
- (10) コピー用紙の使用の抑制
  - ア 必要以上のプリントの禁止
  - イ 裏紙の活用
- (11) 事務用品の使用
  - 繰り返し使用できる事務用品の活用



(13) 3Rの活動

ア リデュース（資源消費を減らす）⇒過剰包装を断る

イ リユース（再利用する）⇒不要な紙はメモ用紙として使う

ウ リサイクル（再生利用する）⇒古紙、古布は資源回収に出す

(14) 環境保全活動への参加

職場内外の環境保全活動への積極的な参加

(15) ごみ削減意識の向上

マイ箸の使用

(16) 環境に配慮した電力契約

**2 電気使用ピーク時(夏季(7月～9月), 冬季(12月～2月))に行う省エネルギー行動**

(1) ヒートアイランド対策の実施

ア カーテン, ブラインドの使用による冷暖房負荷の軽減

イ 緑のカーテンの設置による冷房負荷の軽減

(2) クールビズ, ウォームビズの導入

夏は軽装, 冬はプラス1枚で, 服装による暑さ, 寒さの調整

施設分類毎の削減目標

単位:t-CO<sub>2</sub>/t

分類		(基準年)									(目標年)
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	
本庁・分室 (ISO部署)	CO <sub>2</sub> 排出量	1,430	1,403	1,376	1,350	1,323	1,296	1,269	1,242	1,216	
	削減量	-	27	54	80	107	134	161	188	215	
近隣センター	CO <sub>2</sub> 排出量	857	835	824	808	792	775	759	745	728	
	削減量	-	16	33	49	65	81	98	112	129	
保育園	CO <sub>2</sub> 排出量	848	832	816	800	784	768	752	737	721	
	削減量	-	16	32	47	64	80	96	111	127	
学校	CO <sub>2</sub> 排出量	7,349	7,209	7,070	6,937	6,798	6,658	6,519	6,386	6,247	
	削減量	-	140	279	412	551	691	830	963	1,102	
医療施設	CO <sub>2</sub> 排出量	2,121	2,081	2,041	2,002	1,962	1,922	1,882	1,843	1,803	
	削減量	-	40	81	119	159	199	240	278	318	
福祉・教育施設	CO <sub>2</sub> 排出量	761	747	732	719	704	690	675	662	647	
	削減量	-	14	29	43	57	72	86	100	114	
清掃施設	CO <sub>2</sub> 排出量	7,683	7,537	7,391	7,252	7,106	6,960	6,814	6,676	6,530	
	削減量	-	146	292	430	576	722	868	1,006	1,152	
市民利用施設	CO <sub>2</sub> 排出量	1,198	1,175	1,153	1,131	1,108	1,086	1,063	1,041	1,019	
	削減量	-	23	46	67	90	113	135	157	180	
公園等	CO <sub>2</sub> 排出量	1,672	1,640	1,608	1,578	1,546	1,514	1,483	1,453	1,421	
	削減量	-	32	64	94	125	157	189	219	251	
水道部	CO <sub>2</sub> 排出量	5,583	5,477	5,371	5,271	5,165	5,058	4,952	4,852	4,746	
	削減量	-	106	212	313	419	525	631	731	837	
消防施設	CO <sub>2</sub> 排出量	1,368	1,342	1,316	1,292	1,266	1,240	1,214	1,189	1,163	
	削減量	-	26	52	77	103	129	155	179	205	
事務組合	CO <sub>2</sub> 排出量	874	858	841	825	809	792	775	760	743	
	削減量	-	17	33	49	66	82	99	115	131	
事務所等	CO <sub>2</sub> 排出量	665	653	640	628	615	603	590	578	565	
	削減量	-	13	25	37	50	63	75	87	100	
沼南庁舎	CO <sub>2</sub> 排出量	331	324	318	312	306	299	293	287	281	
	削減量	-	6	13	19	25	31	37	43	50	
体育施設	CO <sub>2</sub> 排出量	724	710	696	683	670	656	642	629	615	
	削減量	-	14	28	41	54	68	82	95	109	
CO <sub>2</sub> 排出量 合計		33,464	32,824	32,193	31,589	30,954	30,318	29,683	29,080	28,445	
削減率		-	1.9%	3.8%	5.6%	7.5%	9.4%	11.3%	13.1%	15.0%	

## 第5章 法的要求事項の遵守

### 1 法的要求事項の遵守

本市は事業者として、法令遵守にかかる社会的責任について説明責任を果たす必要がある。

そのため、本市では法的要求事項として環境汚染防止及び環境保全に関する法律、条例を遵守する。

### 2 管理対象

法令等名称	規制を受ける事務事業
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）	温室効果ガスの排出抑制
エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）	エネルギーの利用
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	家電リサイクル製品の処理
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	廃棄物の発生
電気事業法	ばい煙の発生
大気汚染防止法	ばい煙の発生
	石綿の使用
騒音規制法	騒音の発生
振動規制法	振動の発生
下水道法	汚水の排水
	廃棄物（汚泥）の処理
浄化槽法	汚水の排水
水質汚濁防止法	有害物質関係
火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針	火葬場からの排気
ダイオキシン類対策特別措置法	ばい煙の発生
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	業務用冷凍空調機器の管理
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質関係
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物の保管・処理
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理
	廃酸等特別管理廃棄物の保管・処理
	廃油の処理
	産業廃棄物の処理
	水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯等）の処理
建設リサイクル法	建設副産物の発生
P C B 特別措置法※	P C B の保管

消防法	危険物貯蔵所，地下タンクの管理
千葉県窒素酸化物対策指導要綱	ばい煙の発生
千葉県環境保全条例	自動車排出ガスの発生
	揚水の規制
柏市環境保全条例	揚水の規制
	ばい煙の発生
	騒音の発生
	振動の発生
柏市地球温暖化対策条例	温室効果ガスの排出抑制
柏市廃棄物処理清掃条例	廃棄物の発生
柏市下水道条例	汚水の排水
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法) ※ <sup>2</sup>	小型家電の再資源化

※ 処分期限は平成34年(2022年)3月31日(東京エリア)。

### 3 法的要求事項登録表の作成及び管理

- (1) 環境管理事務局は、法的要求事項とその適用を受ける事務事業を取りまとめた「法的要求事項登録表」(様式第6号)を作成する。
- (2) 環境管理推進リーダーは、法的要求事項となる環境法令等の制定，改正及び廃止があり，法的要求事項登録表における掲載内容の追加，削除又は変更の必要が生じた場合には，速やかに「法的要求事項変更表」(様式第7号)を環境管理事務局に提出する。
- (3) 環境管理事務局は，担当部署からの報告のほか，法的要求事項に関する情報を収集して，法的要求事項の登録内容の見直しを行う。

### 4 法的要求事項の遵守状況の確認

- (1) 法的要求事項により規制を受ける事務事業を所管する環境管理推進リーダーは，法規制等の遵守状況について点検及び評価し，「法的要求事項登録表」(様式第6号)により環境管理責任者に報告(様式第6号)する。
- (2) 法的要求事項の遵守結果に違反，事故があった場合，環境管理推進リーダーは，適切な改善処置を実施して，違反等の内容，原因，改善の処置等について，「法令等の違反事故改善報告書」(様式第8号)により環境管理部門長に報告(様式第8号)する。
- (3) 環境管理推進リーダーは，上記(2)の改善処置の実施後に，その効果の確認を行い，環境管理部門長に報告する。(様式第8号)
- (4) 環境管理部門長は，上記(3)で報告をされた効果が十分であると判断した場合，環境管理責任者に報告する。(様式第8号)

## 第6章 研修

---

---

KEMSに関する職員の知識及び技能の向上を図るため、職員に対し、必要な研修を実施する。

### 1 研修の種類、対象者等

- (1) 研修は、職員の主体性を尊重しながら、全職員（臨時職員含む）に対して実施する。
- (2) 研修の種類、対象者、内容及び実施責任者は、下表のとおりとする。

研修名	対象者	内容	実施責任者
職場研修	全職員（臨時職員含む） 受託事業者従業員	・システムの概要 ・職場での取り組み	環境管理推進リーダー
特定業務従事者 研修	特定業務従事者	・特定業務に従事する上で必要な 専門知識及び技術	特定業務を所管する環 境管理推進リーダー

- (3) 研修の実施は年1回以上で、次に掲げる事項について職員の理解と自覚を持たせる内容とする。

- ア 環境方針及びシステムが要求する事項を守ることの重要性
- イ 職員の業務遂行による環境に与える影響及び環境を保全、改善することの利点
- ウ システムを運用する上での職員の役割及び責任
- エ システムの運用手順から逸脱した場合に起こることが予想される事態

- (4) 事故等が起きた場合に環境に大きな影響を与える業務を特定業務と定め、具体的には、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、PCB、石綿等の管理、処理並びにこれに準じた作業を指す。

特定業務に従事する職員に行う研修の内容は、次のとおりとする。

- ア 手順どおりに作業する訓練
- イ 当該業務における技能の習得
- ウ 作業が及ぼす環境影響
- エ 手順から逸脱したときの対応
- オ 緊急事態のときの対応

### 2 研修計画の策定

環境管理責任者は、毎年度当初に上記(2)に定める研修について、日程、実施内容等を決定し、「研修年間計画書」（様式第9号）を策定する。

---

---

### 3 研修の実施記録

各研修の実施責任者は、研修を実施したときは、その内容を研修記録簿（様式第10号）に記録し、保管する。

### 4 委託先の研修

環境管理推進リーダーは、庁舎管理業務受託事業者や指定管理者など、市の委託を受けて市保有施設内で業務を実施している委託業者の従業員に対し、担当部署での職場研修の受講を要請する。

## 第7章 環境情報の収集、伝達及び公開

---

---

KEMSに関する職員及び市民等からの情報の収集、伝達及び公開に関して、次の事項を定める。

### 1 職員とのコミュニケーション

(1) 環境管理総括者又は環境管理責任者からのシステムに関する指示及び情報は、環境管理部門長又は環境管理推進リーダーへ文書及び庁内LINK掲示板により伝達する。

なお、各担当部署職員への周知を図る文書にあつては、所属内で回覧をすること。

(2) システム等の運用状況等に関する情報は、必要に応じて環境管理責任者が、環境管理部門に報告を求める。

### 2 市民等とのコミュニケーション

(1) 市民等からの苦情及び要望等については、市長への手紙等の既存のシステムを準用する。

(2) 既存システムの苦情処理票等は、容易に検索できる方法で保管する。

### 3 環境情報の公開

(1) 市が実施する事務事業に伴う環境負荷低減等の取組について説明責任を果たすとともに、市民・事業者の環境配慮活動を促し、地域の持続可能性を高めるため、KEMSの運用状況等について通年の実施状況をまとめて公表する。

(2) 市民その他の利害関係者への環境情報の公開は、柏市情報公開条例（平成12年条例4号）の規定に基づき行う。

---

---

## 第8章 監査

---

---

### 1 内部環境監査

KEMSが適切に運用され、かつ効果的に機能しているかを確認するため、内部環境監査委員会による監査を実施する。

#### (1) 内部環境監査の目的

ア KEMSが適用になる市が保有する全ての施設、市職員が実施する事務事業を対象に、毎年度ごとに1回、内部環境監査を実施する。

イ 内部環境監査は、KEMS環境方針の趣旨に沿って適切に運用され、システムに定められている事項が適切に実施され維持されているかを評価し、改善の可能性がある部分を特定することにより、本市の事務事業に伴う環境負荷低減等の取り組みの質を継続的に改善することを目的に行う。

#### (2) 内部環境監査の組織

ア 内部環境監査を実施するため、環境管理事務局（環境政策課）に内部環境監査委員会を置く。

イ 内部環境監査委員会に主席内部環境監査員及び内部環境監査員を置く。  
主席内部環境監査員は、環境政策課長をもって充てる。  
内部環境監査員は、環境政策課の職員をもって充てる。

#### (3) 内部環境監査の対象組織

内部環境監査は、市が保有する全ての施設を対象に実施する。

#### (4) 内部環境監査の回数及び対象期間

ア 内部環境監査は年1回実施する。但し、環境管理総括者が必要と認めたときはこの限りではない。

イ 内部環境監査の対象期間は、原則として前回の内部環境監査実施日の属する月から当該内部環境監査実施日の属する月の前月までとする。

#### (5) 内部環境監査員の権限

ア 内部環境監査員は、必要に応じて監査対象の環境管理部門長に対し助言及び勧告を行うことができる。

イ 内部環境監査員は、監査対象部局の職員に対し、関係資料の提出や事実説明などを監査に必要な要求を行うことができる。

#### (6) 内部環境監査員の遵守事項

ア 内部環境監査員は、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 全て客観的事実に基づいて内部環境監査を行うこと。

(イ) 判断及び意見の表明にあたっては、常に公平かつ不偏の態度を保持すること。

(ウ) 内部環境監査の独立性を保持するため、内部環境監査員自らが所属する環境管理部門の監査を行ってはならない。

(エ) 監査業務を通じて知り得たことを他に漏らさないこと。

---

---



(7) 内部環境監査基準

内部環境監査は、次の事項を確認し、判定する。

- ア システムが確立され、システムの要求事項に適合していること。
- イ システムが適切に維持され、機能していること。
- ウ 法的要求事項が遵守されていること。
- エ 環境方針に沿った環境負荷低減等の取組が実施計画どおり実施されていること。
- オ 前回の内部環境監査で指摘された事項が改善されていること。

(8) 監査結果の評価及び評価基準

ア 内部環境監査の評価は、監査員の合議により決定する。

イ 内部環境監査の評価区分は、監査の項目ごとに、要改善、注意及び良好とし、その基準は次のとおりとする。

(ア) 要改善： システムの運用管理及び環境負荷低減等の取組に支障がでている場合、または、その可能性があり、何らかの改善の必要が認められる場合

(イ) 注 意： 現時点では問題は生じていないが、このままいくと、システムの運用管理及び環境負荷低減等の取組に支障がでる可能性がある場合

(ウ) 良 好： システムの運用管理及び環境負荷低減等の取組が適切になされ、システムが機能している場合

(9) 内部環境監査計画の策定

主席内部環境監査員は、次に掲げる事項を記載した「内部環境監査計画書」（様式第11号）の策定を内部環境監査員に指示する。

- ア 監査対象部局名
- イ 監査の種別
- ウ 監査日
- エ 監査会場
- オ 監査員の所属・職及び氏名
- カ 重点監査項目

(10) 内部環境監査の準備

監査員は、監査実施前に次の事項について協議し、事前準備を行う。

- ア 日程及び対象部局
- イ 役割分担
- ウ 監査手順
- エ 前回の指摘事項等

(11) チェックリストの作成

ア 監査員は、内部環境監査用チェックリストを作成する。

イ チェックリストの内容は、次の事項のとおりとする。

- (ア) 監査項目
  - (イ) 確認内容
  - (ウ) 判定区分
- 
-

(エ) その他必要と認められる事項

ウ 監査員は必要に応じて監査項目を追加することができる。

(12) 監査実施通知

主席内部環境監査員は、監査対象の部長等に対し、内部環境監査計画書を添付して、内部環境監査の実施を通知する。

(13) 監査の手順

ア 監査開始会議（オープニングミーティング）

内部環境監査の実施に先立ち、会議を開催し、次の事項について監査対象部署に説明等を行う。

(ア) 内部環境監査員の紹介

(イ) 監査方法（書類審査、ヒアリング等）の説明

(ウ) 監査対象部署の職員に対する監査への協力要請

イ 監査の実施

監査は、チェックリストに基づき、監査項目について書類審査、ヒアリング及び現場確認を行う。

ウ 内部環境監査委員会会議

監査報告会議（クロージングミーティング）の前に、次により内部環境監査委員会会議を行う。

(ア) 監査員の見解を整合する。

(イ) 整合後、「内部環境監査報告書」（様式第12号）を作成する。

エ 内部環境監査報告書の作成

監査終了後、チェックリスト、内部環境監査記録票及びその他の監査資料に基づき、次の事項を記載した報告書を作成する。

(ア) 監査対象部局名

(イ) 監査の種別

(ウ) 監査対象期間

(エ) 監査実施日

(オ) 内部環境監査員の所属・職・氏名

(カ) 監査の結果

(キ) 結果内容

オ 監査報告会議（クロージングミーティング）

内部環境監査報告書の作成後、主席内部環境監査員へ監査対象部署の監査結果の報告を行う。

カ 監査結果の報告

報告を受けた主席内部環境監査員は、内部環境監査報告書を監査対象部局の長及び環境管理責任者に送付する。

---

---

- (14) 「内部環境監査是正措置報告書」(様式第13号)の作成
- ア 監査対象部局の長は、内部環境監査報告書に記載された要改善事項等について、是正措置報告書を作成し、主席内部環境監査員に提出する。
  - イ 監査対象部局の長は、要改善事項等ごとに次の手順により是正措置報告書を作成する。
    - (ア) 原因を特定する。
    - (イ) 是正措置を講じる。
  - ウ 主席内部環境監査員は、提出された是正措置報告書が不十分である場合、または、改善の取組が確認できない場合は、再度是正措置報告書の提出を求める。
- (15) 是正内容の検証
- 是正結果については、主席内部環境監査員が是正を確認する必要があると認める場合には、是正措置やその効果を証する資料を提出させ、効果の検証を行う。
- (16) 再監査の実施
- ア 主席内部環境監査員は、前項の検証によっても是正措置の効果が確認できないと判断した場合は、環境管理責任者及び監査対象部局の長と協議の上、当該事項に関する再監査を行う。
  - イ 再監査の手続きは、通常の見査の手続きを準用する。

## 2 外部環境監査

KEMS(柏市環境管理システム)の有効性について外部の専門家の評価を受けるため、柏市外部環境監査委員会要領に基づき、外部環境監査を実施する。

### (1) 外部環境監査計画の策定

環境管理事務局は、次に掲げる事項を記載した「外部環境監査計画書」(様式第14号)を策定する。

- ア 監査対象部局名
- イ 監査の種別
- ウ 監査日
- エ 監査会場
- オ 監査員の所属・職及び氏名
- カ 重点監査項目

### (2) 外部環境監査の実施

KEMSが適用になる市が保有する全て施設、市職員が実施する事務事業及び環境管理事務局(環境政策課)を対象に、毎年度ごとに1回、外部環境監査を実施する。

### (3) 外部環境監査委員会

- ア 外部環境監査を実施するため、外部環境監査委員会を置く。
  - イ 委員会に主席外部環境監査員及び外部環境監査員を置く。
  - ウ 外部環境監査員は、環境審議会委員、環境関連団体に属する市民、環境活動を先進的に取り組む企業の環境部門担当者、学識経験者、各種環境認証審査人などから数名を毎年度市長が選任する。
  - エ 主席外部環境監査員は、外部環境監査員の互選により決定する。
- 
-

(4) 外部環境監査の内容

ア 外部環境監査は、次の事項により行う。

(ア) システムに規定された事項が、適切に実施され、かつ有効に機能しているか。

(イ) システム運用の結果として、KEMS環境方針に沿った環境負荷低減等の取組が進んでいるか。

(ウ) 前回の外部環境監査で指摘された事項が改善されているか。

(エ) システムの改善の必要性はあるか。

イ 外部環境監査は、外部環境監査委員会が主体となって実施する。実施の詳細については、同委員会と環境管理事務局の協議により定める。

(5) 外部環境監査の報告

ア 外部環境監査員は、「外部環境監査報告書」(様式第15号)を作成し、環境管理事務局に提出する。

イ 主席外部環境監査員は、上記の資料に基づき、外部環境監査報告書の案を作成し、外部環境監査員の協力を得て外部環境監査報告書をまとめて、環境管理事務局は環境管理総括者に提出する。

(6) 外部環境監査への対応

環境管理責任者は、外部環境監査において指摘事項があった場合、当該対象部署へ「外部環境監査回答書」(様式第16号)の作成及び提出を求める。



## 柏市外部環境監査委員会要領

制定 平成20年12月26日

施行 平成20年12月26日

### 1 目的

この要領は、KEMS（柏市環境管理システム）の有効性について外部の専門家等による外部環境監査を実施するため、外部環境監査委員会（以下「監査委員会」と言う。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 監査員

- (1) 監査委員会に外部環境監査員を置く。
- (2) 外部環境監査員は、次に掲げる者の中から3名以上で組織する。
  - ①環境審議会委員
  - ②環境関連団体に属する市民
  - ③環境活動を先進的に取り組む企業の環境部門担当者
  - ④その他、学識経験、各種環境認証審査資格を有する者
- (3) 前項に規定する外部環境監査員は、市長が選任する。
- (4) 主席外部環境監査員は、外部環境監査員の互選により決定する。

### 3 監査内容

- (1) 外部環境監査は、次の事項により行う。
  - ア システムに規定された事項が、適切に実施され、かつ、有効に機能しているか。
  - イ システム運用の結果として、KEMS環境方針に沿った環境負荷低減等の取組が進んでいるか。
  - ウ 前回の外部環境監査で指摘された事項が改善されているか。
  - エ システムの改善の必要性はあるか。
- (2) 外部環境監査は、監査委員会が主体となって実施する。実施の詳細については、環境委員会と環境管理事務局の協議により定める。

### 4 監査報告

- (1) 外部環境監査員は、監査の結果記録を作成し、主席外部環境監査員及び環境管理事務局に提出する。
- (2) 主席外部環境監査員は、上記の資料に基づき、外部環境監査報告書の案を作成し、外部環境監査員の協力を得て外部環境監査報告書をまとめて、市長に提出する。

### 5 環境管理事務局

監査委員会の環境管理事務局は、環境部環境政策課とする。

### 6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

## 第9章 職場表彰

---

---

### 1 職場表彰とは

システム運用に当たり、温室効果ガス削減に資する特筆すべき業績の認められた部署があった場合、柏市地球温暖化対策推進本部会議（以下「本部会議」という）にて審査の上、同本部長（副市長）より表彰するもの。

### 2 審査項目

以下の項目について環境管理事務局（環境政策課）選考後、環境管理責任者（環境部長）より本部会議へ諮るものとする。但し、事務局事業等は申請対象としない。

- (1) 前年度エコアクションプランに係る温室効果ガス削減状況
- (2) 前年度内部環境監査・外部環境監査に係る判定状況
- (3) その他、温室効果ガス削減に資する特筆すべき業績

### 3 審査方法

審査は本部会議開催時に同構成員によって行われるものとし、表彰対象は多数決により決し、賛否同数の場合は本部長判断に委ねるものとする。

---

---

## 第10章 システムの見直し

---

---

環境管理総括者は、KEMS（柏市環境管理システム）が継続して妥当性及び有効性を有し、適切に機能していることを確認し、必要があれば改善を行うため、定期的に見直しを行う。

### 1 見直しの時期

- (1) 定期見直し  
3月（外部環境監査終了後、年1回）
- (2) 臨時見直し  
環境管理総括者が必要と認めたとき（随時）

### 2 見直し資料の提出

環境管理責任者はシステムの見直しを行うために必要な資料を環境管理総括者に提出する。

### 3 見直し

環境管理総括者は、前項の資料に基づき、次の事項について変更の必要性を検討する。

- (1) 環境方針
- (2) その他システムに関する事項

### 4 変更の指示

- (1) 環境管理総括者は、前項の変更の必要性を検討した結果、環境方針について改訂する必要があると判断したときは速やかに環境方針を改訂する。
- (2) 環境方針以外のシステムに関する事項について変更があると判断したときは、環境管理責任者に変更の指示をする。
- (3) 環境管理責任者は、上記の指示を受けたときは、直ちに変更の手続きをとる。

### 5 見直しの記録

環境管理総括者の見直しの結果は、環境管理事務局がKEMS見直し書（様式第17号）に記録し、保管する。

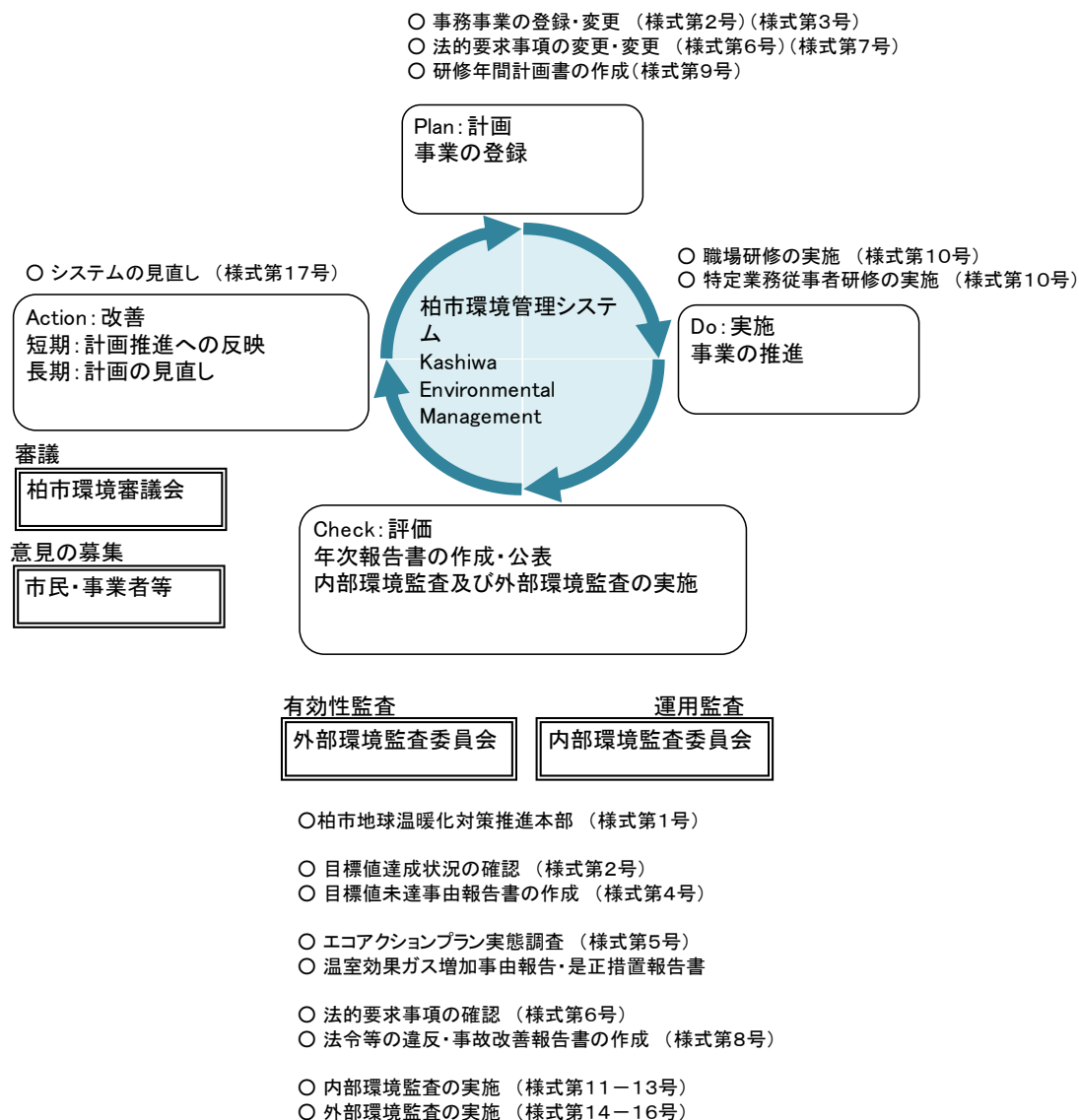
### 6 見直しの結果通知

環境管理責任者は、環境管理総括者の見直しの結果を環境管理部門長に通知する。

---

---

## 7 運用管理のイメージ





## 第 1 1 章 年間スケジュール及び各種様式

### 1 年間スケジュール

KEMS（柏市環境管理システム）の年間日程は下表のとおりとする。

作業項目	上 期						下 期						対 象		頁	様式
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	担当部署		
研修年間計画の策定													○		19	第9号
庁内説明会の開催														○		—
職場研修・特定従事者研修の実施													○	○	19	第10号
事務事業の登録及び目標の設定													○	○	10	第2号
エコアクションプラン実態調査 （前年度）													○	○	13	第5号
温室効果ガス増加事由・是正措置報告 （前年度）													○	○	13	第5号
事務事業の実績報告 （前年度）													○	○	10	第2号
事務事業の目標値未達事由報告 （前年度）													○	○	11	第4号
前年度実績の公表													○		10	—
法的要求事項の確認													○	○	18	第6号
法的要求事項の変更													○	○	18	第7号
内部環境監査													○	○	23	第11号 ～ 第13号
外部環境監査													○	○	26	第14号 ～ 第16号
システムの見直し													○	○	29	第17号
地球温暖化対策推進本部会議の開催	必要に応じて本部長が召集する												○		7	第1号
職場表彰（前年度）	地球温暖化対策推進本部会議日程に準ずる												○		28	—
違反・事故報告書の作成	法令等の違反・事故があった場合は速やかに												○	○	18	第8号

## 2 各種様式

KEMS（柏市環境管理システム）で使用する様式を次のとおり定める。

様式	タイトル
第1号	温暖化対策推進本部会議記録
第2号	KEMS事務事業一覧表
第3号	KEMS事務事業変更表
第4号	KEMS事務事業目標値未達事由報告書
第5号	柏市エコアクションプラン 実態調査票
第6号	法的要求事項登録表
第7号	法的要求事項変更表
第8号	法令等の違反・事故改善報告書
第9号	研修年間計画書
第10号	研修記録簿
第11号	内部環境監査計画書
第12号	内部環境監査報告書
第13号	内部環境監査是正措置報告書
第14号	外部環境監査計画書
第15号	外部環境監査報告書
第16号	外部環境監査回答書
第17号	KEMS見直し書

---

---